

ロックダウンからの解放後の上海

6月1日午前0時、3月から2か月以上続いていた上海のロックダウンがようやく終了しました。解放された午前0時には、深夜にもかかわらず、長い間一歩も自宅から出ることができなかった人々の歓喜で街中が埋め尽くされました。自由に自宅を出て行動できる、その当たり前のことがどれほど尊いことかを身に染みて感じたロックダウンだったと思います。

上海のロックダウンを解除した中国はゼロコロナを諦めたのでしょうか。

ロックダウンから解放されたといっても、上海での生活は完全に元通りになったわけではありません。上海では、現在、地下鉄に乗ったり商業施設や職場のビルに入ったりするため、72時間以内のPCR検査の陰性証明が必要になります。そのため3日に1回はPCR検査を受けるため長蛇の列に並ぶ必要があり、市民生活の負担となっています。また6月11日、12日には上海市民全員のPCR一斉検査を実施しました。PCR検査で陽性者が出た地域は14日間の隔離を余儀なくされることになり、現在も隔離されている地域が残っています。また日本や諸外国から上海に来る場合には、2週間のホテルでの隔離に加えて1週間の自宅での隔離が必要に

なり、日本との自由な行き来にはまだ時間がかかりそうです。

このように中国は、いまなおゼロコロナを目標として厳格な管理を行っています。

6月1日の解放以降、これまで止まっていたビジネスが急に動き始めています。これはもちろんよいことなのですが、ビジネスが停止していた期間の損害の負担を巡って、当事者間でトラブルになるケースも増えています。不可抗力に該当するのかどうかについて、上海市高級人民法院が、ロックダウンは不可抗力に該当するという通知を出しておりますが、債務不履行とロックダウンの時期の関係や、損害の範囲等、個別具体的に因果関係があるかどうかの検討が必要となります。

ロックダウンが二度と行われなことを心から願っておりますが、中国では上海に限らず、ロックダウンが繰り返されており、上海もまたロックダウンされる可能性はゼロではありません。したがって万が一の場合に備えて、可能な範囲でリモートワークの体制を整えておき、社内で危機への対策認識を共通しておくことが重要だと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。